

武蔵村山市通所型サービス(独自)サービスコード表(国基準相当訪問型サービス)【色分けルール】・水色→新設

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位				
種類	項目								
A6	1111 通所型独自サービス11	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき				
A6	1112 通所型独自サービス11日割		1,798 単位 日割の場合	59	1日につき				
A6	1121 通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2 3,621 単位	日割の場合	119	1日につき			
A6	1122 通所型独自サービス12日割			日割の場合	119	1日につき			
A6	1113 通所型独自サービス21	ロ1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき				
A6	1123 通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447	1回につき				
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき		
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき		
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	日割の場合	36 単位減算	-36	1月につき		
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき		
A6	C215 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき			
A6	C216 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1回につき			
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき		
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき		
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	日割の場合	36 単位減算	-36	1月につき		
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき		
A6	D215 通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき			
A6	D216 通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1回につき			
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき			
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき			
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき			
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき		
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	1月につき		
A6	6207 通所型独自サービス同一建物減算3		ロ1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算	-94	1回につき			
A6	5612 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	1回につき			
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ハ生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき			
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき			
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50	1月につき			
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200	1月につき			
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150	1月につき			
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ			(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160	1月につき		
A6	6310 通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480	1月につき			
A6	6011 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	1月につき		
A6	6012 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援2	176 単位加算	176	1月につき		
A6	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	1月につき		
A6	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	1月につき		
A6	6103 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	1月につき			
A6	6104 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	1月につき		
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100	1月につき			
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	1月につき		
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき			
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	1回につき		
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき			
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算		1月につき			
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算		1月につき		
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算		1月につき		
A6	6380 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算		1月につき		
A6	6381 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1			(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 81/1000 加算		1月につき	
A6	6382 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2					(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 76/1000 加算		1月につき
A6	6383 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3					(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 79/1000 加算		1月につき
A6	6384 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4					(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 74/1000 加算		1月につき
A6	6385 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5					(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 65/1000 加算		1月につき
A6	6386 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6					(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 63/1000 加算		1月につき
A6	6387 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7					(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 56/1000 加算		1月につき
A6	6388 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8					(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 69/1000 加算		1月につき
A6	6389 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9					(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 54/1000 加算		1月につき
A6	6390 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10					(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 45/1000 加算		1月につき
A6	6391 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 53/1000 加算				1月につき		
A6	6392 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 43/1000 加算				1月につき		
A6	6393 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 44/1000 加算				1月につき		
A6	6394 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 33/1000 加算				1月につき		

## 定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

## 看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勧奨し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。  
 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、  
 すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。